

令和6年門審第37号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和5年11月11日02時00分
宮崎県細島港細島埼南岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 19トン
登 録 長 18.84メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 514キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵室を船体中央部やや船尾寄りに配し、同室に舵輪及びレーダーを備え、操舵室上部に設けた操舵区画の前面左舷側に磁気コンパス、その下方にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生3人を含む7人が乗り組み、かつお一本釣り漁の目的で、船首1.1メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和5年11月11日01時50分細島港の伊勢船だまりを発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、細島港の港奥には、灯質が毎3秒に緑色1閃光で光達距離が4海里の細島港番所鼻灯浮標（以下「番所鼻灯浮標」という。）が、港口付近には、灯質が毎6秒に緑色2閃光で光達距離が5海里の細島港口灯浮標（以下「港口灯浮標」という。）が、それぞれ設置されていた。

また、a受審人は、平素、伊勢船だまりから港口に向かうときには、番所鼻灯浮標を右舷に見て通過した後、細島埼南方沖合で左転し、港口灯浮標を船首やや右舷方に見るように航行して、港口に向かっていた。

a受審人は、細島港内を東行して番所鼻灯浮標付近に至り、01時56分細島灯台から295度（真方位、以下同じ。）1,560メートルの地点で、針路を101度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、操舵室からケーブルで延長された遠隔操舵装置（以下「リモートコントローラー」という。）を右手に持って操舵区画中央に立った姿勢で操縦に当たり、細島埼南方沖合に向かって続航した。

a受審人は、01時59分細島灯台から303度1,030メート

ルの地点で、船首を090度に向ける予定で左転を開始すると同時に、GPSプロッターの操作を始めた。

a 受審人は、01時59分半少し前細島灯台から304度980メートルの地点で、船首が090度を向いたとき、左下方のGPSプロッターをのぞき込んで左手で同プロッターの操作を行いながら、右手で舵を中央に戻したつもりであったが、僅かに左舵がとられたまま進行した。

01時59分半僅か前 a 受審人は、細島灯台から305度950メートルの地点に達し、船首が077度を向いたとき、細島埼南岸まで140メートルのところとなり、その後緩やかに左回頭しながら同岸に向かって航行する状況であったが、GPSプロッターの操作に気をとられ、顔を上げて、港口灯浮標の見え具合を確認するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、細島埼南岸に向かって進行し、02時00分細島灯台から311度920メートルの地点において、Aは、船首が041度を向いたとき、原速力のまま、同岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼に曲損、船尾部船底外板に擦過傷を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、細島港において、同港東方沖合の漁場に向けて航行する際、針路の確認が不十分で、細島埼南岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、細島港において、同港東方沖合の漁場に向けて航

行する場合、細島埼南岸に向かって進行することのないよう、顔を上げて、港口灯浮標の見え具合を確認するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターの操作に気をとられ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、細島埼南岸に向かって進行して同岸の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月18日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁